平成２３年（フ）第２５５号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目696番地
メゾンＫＭ102号
債務者　多田　孝一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９０号
宮崎県西都市妻町２丁目89番地
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９１号
宮崎県西都市妻町２丁目89番地
債務者　松本　清城
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７８号
宮崎市錦町６番３号　サーパスシティ宮崎駅前316号
債務者　桑畑　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４０号
岩手県大船渡市大船渡町字上山71番地１
債務者　小澤　利宏
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４１号
岩手県大船渡市大船渡町字上山71番地１
債務者　小澤　豊子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１８１号
函館市高松町533番地39
債務者　泉　　昌樹
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９９号
北海道函館市上湯川町５番29―304号
債務者　中富　敏基
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
函館市美原２丁目28番10―101号
債務者　大吉　卓也
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
奈良県御所市大字櫛羅225番地の15
債務者　木村真由美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目７番405号
債務者　西本　順子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
奈良県橿原市雲梯町384番地の５
債務者　阪口　周二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
奈良県宇陀市大宇陀本郷511番地の２
債務者　森川美智子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目19番２－１号、前住所奈良県北葛城郡河合町大字穴闇497番地７
債務者　山下　幸子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
奈良県香芝市関屋467番地
債務者　梶本　宣子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係